

令和5年度秋田市公営企業資金不足比率審査意見

1 審査の対象

資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間および場所

令和6年8月5日から同月28日まで

(於：監査委員室および監査委員事務局)

3 審査の方法

市長から提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として審査した。

審査は、秋田市監査基準に準拠し、関係書類の閲覧、帳簿記録について関係者から説明を求めるなどの手続によって実施した。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名	会計名	令和5年度	経営健全化基準値
資金不足比率	水道事業会計	—	20 %
	下水道事業会計	—	
	農業集落排水事業会計	—	
	中央卸売市場会計	—	
	公設地方卸売市場会計	—	
	大森山動物園会計	—	
	廃棄物発電会計	—	

注 全公営企業会計において、資金不足が生じていないため、資金不足比率の表示は「—」となる。